

人間ドック Q&A

Q1. 人間ドックのコースは、どのコースを受診しても良いのでしょうか。

A1. 特定健康診査項目が含まれている人間ドックのコースであれば、どのコースを受診しても構いません。

Q2. 特定健康診査項目とは具体的にどんな項目ですか。

A2. 特定健康診査の必須項目は、・質問票（服薬歴、喫煙歴等）・身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）・理学的検査（身体診察）・血圧測定・血液検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、空腹時血糖またはHbA1c、GOT(AST)、GPT(ALT)、 γ -GTP))、尿検査（糖、蛋白）です。

Q3. 現在35歳ですが、人間ドック補助金を申請することはできますか。

A3. 受診年度(4月1日～翌年3月31日)において、年度末【翌年3月31日】現在、満35歳、満40歳以上の方が対象となります。例えば、受診日現在35歳であっても、その年度の年度末【翌年3月31日】時点で36歳になる場合は申請いただけません。

Q4. 人間ドックの料金の支払はどうなりますか。また健保からの補助はどうなりますか。

A4. 2011年（平成23年）4月1日以降、どこの病院（特定健康診査項目が含まれていることが必須）で受診しても、ドック当日、本人が健診機関の窓口で人間ドックの料金を全額お支払いしていただきます。ドック受診後、補助金の請求書類等（西南健保所定の請求書類、領収書(写し)、検診結果表（写し））を事業所経由（任意継続被保険者は直接）でご提出いただきますと、補助金として13,000円（上限）を事業所経由（任意継続被保険者は直接）でお支払いいたします。

Q5. 補助金請求の際に、人間ドックの検診結果表を提出しなければいけないのはなぜですか。

A5. 2008年（平成20年）4月より、特定健康診査・特定保健指導という新しい制度が始まり、各保険者（西南健保など）に対し、特定健康診査の結果を国へ報告することが義務付けられました。そのため、組合として特定健康診査の結果を収集しなければならず、当組合では、人間ドックの補助の条件として、検診結果表の提出をお願いしております。

また人間ドックの検診結果表では、特定健康診査項目以外の項目も多数あるため、提出が難しい場合には、「人間ドック検診結果表（写し）」に替えて西南健保が定める請求書類「別表」を実施機関に記入してもらうことにより、必要最小限の結果を提出していただくこともできますが、結果記入の際にかかる文書料については、自己負担となりますのでご注意ください。なお、上記義務付けがあるため、検診結果表の提出に同意がいただけない場合は、組合からの補助ができませんので、あらかじめご了承ください。

Q6. 人間ドックを受診して、けんぽ共同健診も受診できますか。

A6. けんぽ共同健診は受診できません。年度内でどちらか一方となります。

生活習慣病健診やけんぽ共同健診を受診された後、人間ドックを受診されても補助金をお出しすることはできません。また、生活習慣病健診やけんぽ共同健診の結果をもって人間ドックとして補助金を請求することもできません。

Q7. 人間ドックのオプションとして婦人科検査を受ける場合、健保から補助は出ますか。

A7. 人間ドックのオプションとして婦人科検査(乳腺・子宮頸部)を受診した場合は、人間ドックの補助金13,000円(上限)にプラスして、乳腺2,800円(上限)、子宮頸部2,600円(上限)をお支払いいたします。婦人科検査の補助金請求は、人間ドックの補助金請求と同時にしてください。

- ドック+乳腺・子宮頸部 → 13,000円+2,800円+2,600円=18,400円
- ドック+乳腺 → 13,000円+2,800円 =15,800円
- ドック+子宮頸部 → 13,000円 +2,600円=15,600円

Q8. 人間ドックを受診する検診機関が、婦人科検査(乳腺・子宮頸部)は実施していない検診機関でした。後日別の検診機関で婦人科検査のみを受診した場合、婦人科検査の補助は出ますか。

A8. あくまでも人間ドックのオプションとして婦人科検査を実施する場合のみ補助の対象となりますので、別検診機関で受けた場合は補助の対象になりません。婦人科検査の補助を希望される方は、婦人科検査が実施可能な検診機関で人間ドックを受診してください。

◆その他ご不明な点は、西南健保 保健事業課までお問い合わせください。

Tel03-3462-6557